

# 東日本大震災における被災者の診療に係るQ&A①

## ～被災者の一部負担金免除について～

### 被災者の一部負担金免除について

(問1) 東日本大震災の被災者は、一部負担金を窓口で支払わずに診療を受けられるようだが、具体的にどのような患者が対象になるのか。

(答1) 被保険者証と保険者から交付された一部負担金等の免除証明書を提示した者のみが、窓口での一部負担金等の支払いを免除の対象となる。

**注**：ただし、「以下の市町村国保の被保険者」又は、「福島県の後期高齢者医療広域連合の被保険者で被保険者証に記載された住所が以下の市町村である者」は、平成24年9月30日までの期間においても、被保険者証等により住所、また一部負担金免除の対象者であることを口頭で確認すれば足り、免除証明書は要しない。

該当市町村：福島県広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村  
(H23.6.28・H24.1.31 厚生労働省保険局医療課事務連絡)

なお、免除証明書によっては、入院時食事療養費及び入院時生活療養費の標準負担額の免除の有効期間が平成23年8月31日までとされているもの、これを取り繕ったもの、空白のもの等があるが、その記載内容にかかわらず、追って連絡するまでの間、当面有効なものとして取り扱うことができることとする。

(H23.7.22 厚生労働省保健局医療課事務連絡)

一部負担金の支払い免除を行った場合は、震災以降の受診について、患者負担分を含めて、10割を審査支払機関等に請求する。具体的なレセプトの請求方法は(問6)を参照ください。

(問2) 一部負担金の支払免除はいつまで適用となるのか。

(答2) 一部負担金等の支払い免除の取り扱いは、平成24年2月29日までとされていたが、以下のように期間の延長が行われる。

①東京電力福島第一原子力発電所事故による警戒区域等(※)の全被保険者等は、平成25年2月28日まで延長する。

②東日本大震災の被災区域(警戒区域等(※)以外)の住民のうち、国民健康保険、後期高齢者医療制度、全国健康保険協会の被保険者等は、平成24年9月30日まで延長する。

該当患者の提示した免除証明書に有効期限が「平成24年2月29日まで」と印字されている場合においても、平成24年9月30日までは従前どおり、一部負担金の支払を免除する(入院時食事療養費等に係る標準負担額等については除く)。

③全国健康保険協会以外の被用者保険の被保険者については、免除証明書の有効期限内であれば、従前どおり一部負担金の支払を免除する。有効期限が「平成24年2月29日」までと記載されている場合は、平成24年3月以降は通常の保険診療と同様に取り扱うこと。

(注)「警戒区域等」とは、警戒区域、計画的避難区域、旧緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点（ホットスポット）と指定された4つの区域等が該当する。

(H23.9.30・H24.1.31 厚生労働省保険局医療課事務連絡)

入院時食事療養費等の標準負担額等の免除措置は、平成24年2月29日までとされている。それに係る請求の方法等については、追って連絡がある。

(H24.1.31 厚生労働省保険局医療課事務連絡)

(問3) 患者の一部負担金免除の範囲はどうなっているのか。

(答3) 対象となる一部負担金等の範囲は次のとおりです。なお、今回の措置は、保険診療を受けた際の自己負担額を免除するものであり、差額ベッド代など保険診療に含まれないものについては、免除の対象に含まれない。

【一部負担金免除対象となる一部負担金等】

① 一部負担金…一部負担金等とは、一部負担金、入院時食事療養費又は入院時生活療養費に係る標準負担額、訪問看護療養費に係る自己負担額などをいう。

② 食事療養標準負担額

③ 生活療養標準負担額

④ 以下の給付を受ける際に支払う一部負担金や食事療養標準負担額、生活療養標準負担額に相当する自己負担

(保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費、特別療養費)

(H23.3.23・H23.5.18 厚生労働省保健局医療課事務連絡)

保険外併用療養費については(問3)を参照ください。

(問4) 保険外併用療養費の取り扱い。

(答4) 保険外併用療養費のうち基礎的医療に係る分は保険給付の対象となり、その分に係る一部負担金は猶予または減免の対象となる。一方、評価療養に係る先進医療や、選定療養に係る特別なサービス部分(差額ベッド等)は保険給付外となり、その分については自費負担となるので注意。

(問5) 福島第1原発の事故に伴う避難指示及び屋内退避指示の対象となった方の一部負担金等が免除されるのは、いつの診療からなのか。

(答5) 避難指示及び屋内退避指示後の診療から、一部負担金等は免除されることとなる。

(問6) 被災者の医療費の一部負担金免除を行った場合、請求は具体的にどうすればいいのか。

(答6) 被災により一部負担金支払を免除された患者のレセプトは、当該免除措置等の対象とならないレセプトとは別に請求を行う。

(紙レセプトによる請求)

・レセプトの欄外上部に赤色で **災1** と記載し、一部負担金欄の「免除」を○で囲う

・ 猶予対象者を震災前に診療したカルテがある場合は、猶予措置対象（災1）のレセプトとは別に記載し、他のレセプトとは別に提出する。ただし、ひとりの患者さんにおいて、猶予措置等に係る診療等と、それ以外の診療等を区別することが困難なレセプトは、レセプト欄外上部に赤色で「災2」と記載し、一部負担金欄に「免除」を○で囲う。震災以前の診療に関する一部負担金等の額を摘要欄に記載する。猶予措置等に係るレセプトの減算割合等の記載は、通常通りに記載。

・ 記号・番号が確認できる場合は、記号・番号を記載するが、確認できない場合は、レセプトの欄外上部に赤色で「不詳」と記載します。

（電子レセプト（電子媒体・オンライン）による請求）

・ 「災1」については、  
レセプト共通レコードのレセプト特記事項に「96」、  
保険者レコードの減免区分に「2:免除」、  
摘要欄の先頭に「災1」と、記録する。

・ 「災2」については、  
レセプト共通レコードのレセプト特記事項に「97」、  
保険者レコードの減免区分に「2:免除」、（  
摘要欄の先頭に「災2」と、記録する。

入院分については、例えば月末に3月診療分の支払を一括して受けるような場合であっても、一部負担金等の支払の猶予の対象となるのは、震災以後、一部負担金等の支払の猶予対象者に該当することとなってからの診療分であることに留意すること。

また、外来分についても同様に、一部負担金等の支払の猶予の対象となるのは、震災以後、一部負担金等の支払の猶予対象者に該当することになってからの診療分であることに留意すること。

（H23.4.1・H23.4.22・H23.5.26 厚生労働省保険局医療課事務連絡）

（H23.6.14・H23.8.2 厚生労働省保険局医療課事務連絡）

（問7）紙レセプトの束ね方はどうなるのか。

（答7）紙レセプトを支払基金に提出するときは……

① 部金支払猶予措置に係るレセプト（「災1」「災2」と記載）→Q&A①（問6）

② 保険者が特定できなかったレセプト→Q&A②（問2）③

③ 「それ以外のレセプト」

被保険者証を持っていないが、保険者を特定できた場合→Q&A②（問2）①②

通常の紙レセプトの順に束ねて、診療報酬請求書を添付する。

（H23.4.8 支払基金発出「東北地方太平洋沖地震等に伴う診療報酬請求等 Q&A（第3版）」）



(問 8) 保険者に申請することで、すでに窓口で支払った一部負担金の還付を受けられる患者の条件はどのようなものなのか

(答 8)

- ① 平成 23 年 6 月末までの間に、一部負担金免除の要件に該当していたが、一部負担金の支払いを行った者
- ② 平成 23 年 7 月以降、保険者の手続きが遅滞している等、免除証明書を医療機関の窓口へ提出しなかったことがやむを得ないと認められる者

(H23.5.2 厚生労働省保健局医療課事務連絡)

#### 一部負担金等免除証明書関係

(問 9) 7 月 1 日から一部負担金等の免除を受けるためには、免除証明書が必要になるが、免除患者が証明書の交付を受けるためには、どのような手続きが必要なのか。

(答 9) 患者の住む市町村に、必要書類とともに一部負担金等免除申請書を提出する必要がある。免除証明書の発行対象者は、災害救助法の適用地域（東京都を除く）や被災者生活再建支援法の適用地域の住民（地震発生後、他市町村へ転出した方を含む）であり、以下のいずれかに該当する方である。

- ① 住家が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方の
- ② 主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負った方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
- ⑥ 原子力発電所の事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方
- ⑦ 特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている方

(H23.6.21・6.28 厚生労働省保健局医療課事務連絡)

(問 10) 公的な書類が準備できない場合、免除証明書の交付を受けることはできないのか。

(答 10) 公的な書類の入手が困難である場合には、申請者の申立てにより認定を受けることもできる。なお、この場合は可能な限り、事業主・親族・知人等の証明を受けるようにすること。

(H23.5.18 厚生労働省保健局医療課事務連絡)

(問 11) 免除証明書はいつから申請できるのか。申請から交付まで、どのくらいの期間がかかるのか。

(答 11) 免除証明書は準備ができた市町村から交付を開始している。申請から交付までに必要な期間は市町村によって異なるため、早めにお住まいの市町村にお問い合わせいただくようご案内してください。

(H23.5.18 厚生労働省保健局医療課事務連絡)

(問 12) 一部負担金免除対象者の要件に該当する患者の診察を行った。しかし、患者は避難先の生活に窮迫しておらず、一部負担金を支払う資力は十分にある。こうした患者に対しても一部負担金免除はできるのか。

(答 12) 一部負担金免除対象の規定に該当する者であれば、窓口にて負担金を徴収せずとも差し支えない。

(H23.3.23 厚生労働省保健局医療課事務連絡)

### 一部負担金免除の公費負担

(問 13) 被災者に係る公費負担の場合はどうのように対応すればよいか。

(答 13) 一部負担金を免除したときには、患者負担分がゼロであるため、保険優先の公費負担医療(「公費併用レセプト」)の対象にならない。このため、一部負担金の支払いを猶予した場合には、従来、公費併用レセプトとして請求する患者のものであっても、明細書は医保単独として扱い、公費負担者番号及び公費受給者番号は記載しない。

(H23.4.1 厚生労働省保険局医療課事務連絡)

(問 14) 公費負担医療の患者が、手帳や患者表等を持っていない場合はどうすればよいか。

(答 14) 被災者から、①各制度の対象者であることの申し出、②氏名、③生年月日、④住所等を確認することで診療できる。なお、緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも診療を行うことができる取り扱いとする。

(H23.3.11 厚生労働省健康局ほか事務連絡)

### 非対象者の診療について

(問 15) (問 1) の要件に該当しない被災者が診療を求めてきた場合は、一部負担金等についてどのように取り扱えば良いか。

(答 15) 当該保険医療機関における通常時の取扱いを行うこととなる。

(H23.4.2 厚生労働省保険局医療課事務連絡)

### 対象者から一部負担金等を受領してしまった場合

(問 16) 保険医療機関が、本来一部負担金等が免除されるべき患者について、一部負担金等を受領してしまった場合、保険医療機関は、この患者に一部負担金等を返還する必要があるのか。

(答 16) 当該患者が、同月中に再度来院されるような場合には、その際、一部負担金等を返還していただきたい。なお、保険医療機関において当該患者の連絡先を突き止めてまで返還する必要はない。(なお、阪神・淡路大震災の際は、このようなケースは本人の申し出によって、保険者から所要額が還付されていた。)

(H23.4.2 厚生労働省保険局医療課事務連絡)

また、患者は居住する市町村に申請を行うことにより、支払った額の還付を受けることができる。

(H23.5.18 厚生労働省保健局医療課事務連絡)

(問 17) ある被災者を診療した時、その患者の住所が適用地域となっていなかったため、一部負担金の支払いを受けた。しかし、受診後にその地域が適用地域に指定され、患者は一部負担金の支払免除対象となった。この場合、支払いを受けた一部負担金は患者に返還する必要があるのか。

(答 17) 災害救助法の適用地域は3月11日に遡及して適用されることから、患者は、医療機関等に一部負担金の返還を求めることも保険者に返還を求めることもできる。患者が医療機関等の窓口で支払った一部負担金の返還を求めてきた場合には、患者に返還するよう願う。この場合のレセプトは、猶予措置等に係るレセプトとして作成する。また、患者さんに返還しなかった場合は、通常どおりのレセプトとして作成する。

(H23.4.8 支払基金発出「東北地方太平洋沖地震等に伴う診療報酬請求等 Q&A (第3版)」)

#### 一部負担金免除を行ったレセプトの返戻について

(問 18) 震災により、被災県から当県に避難、転入した患者が、平成23年6月30日以前に自院を受診。窓口で震災により失業した旨の申し出があり、一部負担金を免除した。しかし保険者より、この患者は免除対象でないため、レセプトを返戻して7割請求で出し直しを求める連絡がきた。返戻に応じなければならないのか。

(答 18) 返戻に応じる必要はない。

免除・猶予に関しては、6月までは患者の申し出により確認して請求するとされていた。また、4月2日の厚労省事務連絡にも、患者が免除等の要件に該当しないと判断された場合には、保険者が患者に対して差額の返還請求を行い、医療機関には請求どおり支払われると示されている。

(H23.4.2 厚生労働省保険局医療課事務連絡)

(埼玉保険医新聞 2011年10月5日号)